

運営理事会協議結果

1 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会からの協議依頼項目(平成24年第2回定例会までに協議する項目)

会派等提出の検討項目	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果
	提案会派	項目	検討内容	備考	
委員会構成	民主	委員会	常任委員会副委員長数の見直し	議員定数削減に伴い、常任委員会構成の委員数も減少している中、副委員長が2名必要か。	現行どおり、各委員会2人とする。
請願・陳情審査	当局	常任委員会	請願の付託先見直し	公有財産の管理、コンプライアンス、人事の総括としての見解を求める請願は、原則として所管局の委員会に付託、案件によって財政局や総務局等が出席	必要に応じ、他局の職員を説明員として出席させる。
行政視察	民主	委員会	視察の取り扱い	委員会視察は、通常の委員会と同様の扱いとすべき。	※提案会派からの取り下げを了承
			行政視察の形骸化。年2回も必要か。		
	共産	常任委員会	年2回の市外視察を行っているが、本当に横浜市政に役立つ視察なのか、検証する必要がある。	市外視察が本当に年2回必要か、横浜市政のために役立つ視察内容かを調査検討し、回数、経費、内容、市民への報告など是非を含めて市民参加で見直しをすすめる。その結果、視察を実施することになった場合には、行政視察の報告書と旅費収支報告をホームページ上で公開する。	H20.9.3の運営委員会決定のとおり、予算の範囲内で各委員会の判断により実施する。
審議・報告事項等	当局	常任委員会	請負契約議案に関する財政局審査への工事所管局の出席		請負契約議案の審査においては、原則、工事所管局を説明員として出席させる。 (資料2参照)
			議決を要しない寄附受納報告の取り扱い	①廃止 ②常任委員に資料配付 ③報告する金額の基準を設ける 等	議決を要しない寄附受納についても、議会として報告を受ける必要性がある。
			当局交代に伴う待機時間解消に向けた10分～15分程度の休憩時間の確保		審査中の局の最終議題が終了した時点で、次の審査局に議会局から当局交代となる旨連絡する。 休憩時間については、当局交代にかかる時間を考慮し委員長が判断する。

2 議長諮詢事項

検討項目	検討内容	協議結果
政務調査費	自動車リース料の支出について、政務調査費の使途基準に加える	政務調査費の充当を認める。 (資料3参照)
新市庁舎整備基本構想及び基本計画に関する審議	専門的かつ集中的に審議する場として、特別委員会等を設置する	資料4、資料5のとおり。

3 その他

検討項目	検討内容	協議結果
委員会における局長答弁のあり方	モニター傍聴の際に答弁者の音声が聞き取りにくい等の理由から、冒頭から着座のまま答弁する等の改善が必要ではないか。	議案・資料等の局長等からの説明については、委員長の指示により着座のまま行う。
政務調査費	地方自治法の改正及び備品に係る本市の基準の変更を反映させるため政務調査費の手引きの改訂を行う。	資料6のとおり。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正（新旧対照）

現 行	改正案
その他 1～4 略	その他 1～4 略
<u>5 (本文省略)</u>	<u>5 請負契約議案に関する財政局審査への工事所管局の出席について</u> <u>請負契約議案の審査については、原則、工事所管局を説明員として出席させる。</u>
<u>6 (本文省略)</u>	<u>6 (本文省略)</u>
<u>7 (本文省略)</u>	<u>7 (本文省略)</u>
<u>8 (本文省略)</u>	<u>8 (本文省略)</u>
	<u>9 (本文省略)</u>

政務調査費の手引き改訂案（自動車リース関係）

	現行	改訂案
16 ページ 4 (2) ①	交通費・宿泊費として使えるものの例示 バス・鉄道等乗車運賃、航空料金、宿泊費、駐車場・駐輪場費、燃料費、有料道路代等	交通費・宿泊費として使えるものの例示 バス・鉄道等乗車運賃、航空料金、宿泊費、駐車場・駐輪場費、燃料費、有料道路代、 <u>自動車リース料等</u>
4 (2) ⑨	政務調査用の移動手段としての車の購入費に、政務調査費を充当することはできません。 <u>また、実質的に購入と同視されることから、車のリース契約についても政務調査費を充当することはできません。</u>	政務調査用の移動手段としての車の購入費に、政務調査費を充当することはできません。 <u>(削除)</u>
4 (2) ⑪		<p>政務調査用の移動手段として自動車をリースすることは可能です。その場合の取扱いは以下のとおりとします。</p> <p>ア <u>契約については、リース期間満了後の清算や買い取り等所有権が移転する契約は不可とします。</u></p> <p>イ <u>政務調査活動に使用する車両として社会通念上妥当な車種とします。</u></p> <p>ウ <u>充当できる金額は、車両本体のみとします。維持管理経費（自動車諸税、自賠責等保険料、検査料、部品交換等修理料など）や標準装備以外のオプションへの充当は不可とします。</u></p> <p>エ <u>政務調査活動の使用実績に合わせ、燃料費（ガソリン代）同様の按分を行うこととします。</u></p>

特別委員会の再編について

1 現 行

名 称	付 議 事 件	定数
大都市行財政制度 特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する税財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること並びに時代の変化に即応する行財政改革及び指定管理者・独立行政法人・外郭団体に関する基本的事項の調査・検討を行うこと。	1 5
基地対策 特別委員会	本市内の米軍施設の返還及び跡地利用の促進等を図ること。	1 4
安全安心都市 特別委員会	市民の生命を守る医療の充実と健康づくり及び火災、豪雨、地震などの災害への備えを強化し、災害に強い都市づくりなど、子供や高齢者を初めとした市民生活の安全安心の推進を図ること。	1 5
横浜経済活性化 特別委員会	企業等の誘致、創業・ベンチャー支援や新しい産業を創出し、市内企業の成長・発展を進め、また雇用環境の整備や都市農業の振興を図るなど、市民生活を支える地域経済の活性化施策の推進を図ること。	1 4
国際文化都市 特別委員会	海外諸都市との交流、国際会議の誘致や世界貢献を進めるとともに、文化芸術創造都市として横浜らしい魅力を世界に発信し、さまざまな人々が交流する国際性豊かな多文化共生のまちづくりの推進を図ること。	1 4
横浜まちづくり 特別委員会	横浜の活力源となる港を中心とした臨海部や都心部の個性的で魅力ある地域資源を活用したまちづくり及び横浜のバランスある発展に向け、身近な住環境や交通ネットワークの充実など、総合的なまちづくり活性化施策の推進を図ること。	1 4
横浜市会基本条例の 制定に関する調査 特別委員会	市政に係る諸課題の解決に向け、市会がその役割をさらに發揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、横浜市会基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。	1 2

2 変 更 案

名 称	付 議 事 件	定数
大都市行財政制度 特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	
基地対策 特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	1 3 又は
新市庁舎に関する調査 特別委員会	関内・関外地区の活性化及び議会機能を含む新市庁舎の整備に係る諸問題の調査、検討を行うこと。	1 2
減災対策推進 特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	
孤立を防ぐ地域づくり 特別委員会	身近なつながりや支え合いにより社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。	
観光・創造都市・ 国際戦略 特別委員会	M I C E の推進、国際コンテナ戦略港湾の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術等の大規模集客イベントの開催に関すること。	
横浜市会基本条例の 制定に関する調査 特別委員会	市政に係る諸問題の解決に向け、市会がその役割をさらに發揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、横浜市会基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。	1 2

(参考)

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正（新旧対照）

現 行	改正案
<p>特別委員会</p> <p>1 特別委員会について</p> <p>(1) <u>付議事件から委員任期中における調査・研究テーマを設定する。</u></p> <p>(2) <u>設定したテーマの調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取（学識経験者）などを行う。</u></p> <p>(3) <u>テーマを決定する委員会には、当局の出席は求めない。また、副市長の出席は求めないものとする。</u></p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>特別委員会</p> <p>1 特別委員会について</p> <p>(1) <u>付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取（学識経験者）などを行う。</u></p> <p>(2) <u>委員会報告書は、付議事件に対する結論や一定の方向性を得たとき又は議員任期が満了するときに議長に提出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>委員会には、必要に応じて当局の出席を求めるものとする。また、原則として、副市長の出席は求めないものとする。</u></p> <p>(4)～(7) 略</p>

政務調査費の手引き改訂案（地方自治法関連等）

	現行	改訂案
2ページ 第1章 1	政務調査費は、地方自治法第100条第 <u>13</u> 項の規定により、（以下省略） ○地方自治法第100条第 <u>13</u> 項・第 <u>14</u> 項 【地方自治法】第100条 <u>13</u> (本文省略) <u>14</u> (本文省略)	政務調査費は、地方自治法第100条第 <u>14</u> 項の規定により、（以下省略） ○地方自治法第100条第 <u>14</u> 項・第 <u>15</u> 項 【地方自治法】第100条 <u>14</u> (本文省略) <u>15</u> (本文省略)
18ページ 4 (5) ⑥	本市の例では、定価15,000円以上(オーブン価格の場合は、購入価格15,000円以上)の物品を備品としています。 ※平成22年10月1日に、本市の基準は15,000円から30,000円に変更となりました。	本市では、備品について以下の基準を設けています。 ア 1年以上にわたり使用できるもので、価格30,000円以上のもの(書籍は15,000円)を備品とします。 イ ただし、パーソナルコンピュータ一本体、ディスプレイ、机、椅子、ロッカーは価格によらず備品とします。

※地方自治法関連の改訂は、平成20年9月1日施行の改正に伴うものです。